

☆ 農地法第3条申請に用意していただくもの☆

(提出期限は毎月5日事務局必着となっております。)

全ての書類を用意し、担当地区の農業委員さんへ確認いただき、署名、押印が完了後に窓口へご提出願います。

(R8. 4月作成)

番号	添付書類	説明及び注意事項	部数	確認欄
1	農地法第3条による許可申請書	・独自様式 (担当農業委員の署名・押印済みのもの)	1部	
2	農地等の権利移動の許可申請書	・県の様式	1部	
3	登記事項証明書	・ 神戸地方法務局姫路支局発行 ・発行後3ヶ月以内のもの ・抵当権 (根抵当) 仮登記のある場合は、出来れば抹消又は抵当権者の同意書添付	1部	
4	公図 (土地改良所在図又は地籍図)	・ 神戸地方法務局姫路支局発行 ・法務局の証明がない場合は、転写場所 (登記情報サービスにより取得)、日付、転写者を記入	1部	
5	位置図	・申請位置を示した図面 (住宅地図等)	1部	
6	現況図又は見取り図	・隣接する土地の地番、地目、土地所有者、耕作者を記入 (里道・水路の色づけ)	1部	
7	現況写真	・最低2方向から	1部	
8	譲受人の住民票抄本	・申請人の写し 発行後3ヶ月以内のもの	1部	
9	譲渡人の住民票抄本	・登記事項証明書の住所と一致している場合は不要	1部	
10	耕作証明	・譲受人の耕作農地の全てが町内にある場合は不要	1部	
11	営農計画書	・取得しようとする農地の利用及び事業計画	1部	
12	農地貸借契約書	・使用貸借権・賃借権設定の場合 (原本証明要)	1部	

法人の場合 (上記以外に下記のものが必要)

14	定款又は法人履歴事項全部証明書	・定款 (原本証明要) ・履歴事項全部証明 (神戸地方法務局姫路支局発行)	1部	
15	組員名簿又は株主名簿	・農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法5条に規定する承認会社が構成員となっている場合は、承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿	1部	
16	別紙1 (様式、別途)	・農業生産法人が農地等の権利を取得する場合	1部	

農業委員会の確認事項

区	分	確認欄
	現況が農地であること。	
	権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事するか。	
	周辺地域の農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないか。	
	小作地ではないか。	
	農業経営基盤強化促進事業による貸借がないか。	
	許可後全ての農地を耕作することが認められるか。(現時点で休耕、保全管理地等があれば認められない。)	
	地域計画の達成に支障がないか。	
	通作距離が15km以内か。(同一集落で3,000㎡以上あれば30km以内)	
	転用・転売目的の取得ではないか。	
	相続登記がされているか。	
	農業者年金の受給者、被保険者に該当しないか。	